


所管部課		福祉部 障害福祉課	部長	吉沢 寿子		
件名		東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市難病患者福祉手当条例施行規則				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」の施行及び児童福祉法の改正（ともに平成27年1月1日施行）により、国の難病医療費助成及び小児慢性疾患医療費助成の対象疾病が拡大される。</p> <p>このことに伴い、市の難病患者福祉手当の支給要件（対象疾病の規定）を改める必要があるため、所要の改正を行うものである。</p> <p><主な改正点></p> <p>第2条（支給要件）の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号として、難病医療法の規定により医療費の支給の対象となっている者を加える。 ・第3号中、児童福祉法施行令に規定する医療の給付・医療費の給付を受けている者を児童福祉法の規定による医療費の支給の対象となっている者に改める。 <p>※この結果、手当の対象者は従前の規定どおり、国指定の疾病又は都指定の疾病により難病医療費助成の対象となっている者、及び国指定の疾病又は都指定の疾病に罹患し小児慢性疾患の医療費助成の対象となっている者となる。</p> <p><影響及び効果></p> <p>難病医療法の施行により、国の医療費助成対象疾病が110疾病（平成27年夏には300疾病）に拡大される。難病患者福祉手当の対象者は、現行81疾病（国指定56+都指定23+特殊医療2）であるため、対象者が拡大される。</p> <p><施行日></p> <p>平成27年1月1日</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成26年5月 難病医療法・改正児童福祉法公布</p> <p>平成26年10月 平成27年1月施行に伴う対象疾病（110疾病）の指定告示発出 文書課審査済み</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成26年第4回定例会に議案として提出したい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。